# 公　　告

支担官第147号
令和8年11月10日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　前 田　邦 彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1　入札に付する事項

| 調達要求番号 | 件　名 | 規格 | 数量 | 履行場所(納地) | 履行期限(納期) |
|---|---|---|---|---|---|
| 26S1E06070 | 通信機器の搬出・処分 | 仕様書のとおり | 1式 | 統合幕僚監部 | 令和9年2月28日 |

2　入札方式　　一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件))
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)

3　入札日時　　令和8年12月9日(水)　　9:30

4　入札場所　　防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室　(A棟　15階東側)(紙による入札がある場合のみ)

5　入札参加資格　　(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4)　防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6　入札方法　　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

7　保証金　　入札保証金　　免　除
契約保証金　　免　除

8　入札の無効　　5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9　契約書の作成　　作成する。

10　契約条項　　役務請負契約条項　　(基本契約条項)
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項　　(該当する場合)
生産性向上推進制度に関する特約条項　　(該当する場合)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

11　その他付記事項
(1)　電子調達システムにより電子入札(https://www.geps.go.jp/)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2)　電子入札は、　　令和8年12月8日(火)　　17:00　　を期限とする。
(3)　電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年11月27日(金)　　までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4)　電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
(5)　任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。　　(見積書提出先)
令和8年11月25日(水)　　12:00　　まで(メール又はFAX可)　　大和：yamatoyo69@js.dss.mod.go.jp
(6)　郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(7)　入札説明会は実施しない。
(8)　予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。
(9)　落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

12　本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先　統合幕僚監部総務部総務課会計室　　(担当)
TEL:03-3268-3111(内線30197)　　FAX:03-5269-3282　　服部：hattorisd@js.dss.mod.go.jp

令和　年　月　日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

# 紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

１ 件名、要求番号

２ 入札日時

３ 入札担当者名及び電話番号

４ 政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用しない理由

５ 今後の導入予定について

６ 紙入札の方法（該当するものを○で囲んでください）

・会場　　・郵便

備考
１　本紙と併せて資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出する。
２　代理による入札する場合は、入札時に委任状（入札及び契約心得 別紙様式第５）を提出する。
３　指定の入札書（入札及び契約心得 別紙様式第３）を使用する。
４　再入札を実施する場合においての実施日時については、入札時に連絡する。

別　紙

# 郵送による入札について

１　郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

２　郵送する書類等

（１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写））

（２）入札書

３　封筒について

前項（２）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長３（縦２３５ｍｍ×横１２３０ｍｍ）程度とし、表面に「入札書在中」と１回目・２回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（１）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、１回目・２回目の別の記載が無かったものついては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

４　入札の回数

入札は、原則２回まで行い、２回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

５　入札の無効等

郵便入札の執行については、公告８項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、２回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

６　その他

（１）郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。

（２）郵送先は次のとおりとする。

〒１６２－８８０５
東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者　宛

〇参考〇

あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長３程度

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

１回目

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

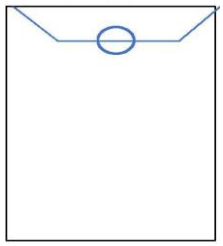
２回目

又は

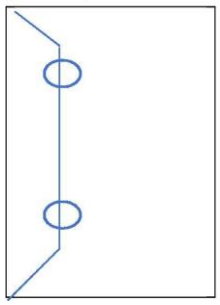
公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」１回目

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒１６２－８８０５

東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務
課会計室契約担当者　宛

「入札書在中」

# 入 札 書 ・ ~~見 積 書~~

令和8年12月9日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会 計 室 長　　前田　邦彦　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号 ：　26S1E06070

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

| 金額￥ | | | 履行期限 | | 令和9年2月28日 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 履行場所 | | 統合幕僚監部 | |
| 品　　名 | 規　　格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金　　額 | 備　考 |
| 通信機器の搬出・処分 | 仕様書のとおり | 式 | 1 | | | |
| | 以下余白 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | |

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

# 入 札 書 ・ 見積書

令和8年12月9日

年月日を記入

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前田　邦彦　　殿

住所・会社名・代表者名・連絡者を記入（ゴム印等可）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号： 26S1E06070

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

| 金額￥ | | | 履　行　期　限 | | 令和9年2月28日 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 履　行　場　所 | | 統合幕僚監部 | |
| 件　　名 | 規　　格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金　　額 | 備　考 |
| 通信機器の搬出・処分 | 仕様書のとおり | 式 | 1 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合　　計 | | | | | | |

各欄に入札金額（税抜）を記入

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

**調達要求番号：２６Ｓ１Ｅ０６０７０**

| 統 合 幕 僚 監 部 仕 様 書 | | |
|---|---|---|
| 品 名 又 は 件 名 | 仕様書番号 | ＪＳＯ－２６－６０４７ |
| 通信機器の搬出・処分 | 作成年月日 | 令和８年１１月９日 |
| | 改正年月日 | |
| | 作成部等 | 統合幕僚監部首席指揮通信システム官 |

## 1　総則

### 1.1　適用範囲

この仕様書は，官側が所有する通信機器（以下“対象機器”という。）の搬出及び処分に係る役務（以下“本役務”という。）について規定する。

### 1.2　用語及び定義

この仕様書に用いる用語及び定義は，関係法令等に定めるところによる。

### 1.3　引用文書

本仕様書に引用する次の文書は，本仕様書に規定する範囲内において，本仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また，法令等を除く引用文書に定める事項が，本仕様書と異なる場合は，本仕様書に定める事項を優先する。ただし，契約後，当該文書に改正があった場合は，その適用について別途協議する。

**a)　法令等**

**1)**　防衛省の情報保証に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１６０号）

**2)**　防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達)（防運情第９２４８号。１９．９．２０）

**3)**　中央指揮所への立入手続に関する達（平成２０年自衛隊統合達第２９号）

**4)**　建設業法（昭和２４年法律第１００号）

**5)**　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）

**6)**　「公用文作成の考え方」の周知について（内閣文第１号。令和４年１月１１日）

**7)**　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）

## 2　本役務に関する要求

### 2.1　対象機器，集積場所及び数量等

対象機器，数量及び集積場所は，**別冊表１**及び**別冊表２**による。

### 2.2　履行期限

履行期限は，令和９年２月２８日までとする。

### 2.3　本役務の実施事項

#### 2.3.1　事前現地調査

契約相手方は，対象機器の集積場所，重量，搬出経路その他本役務の実施に必要な現地情報を確認するため，事前に現地調査を実施するものとする。現地調査の実施に当たっては，あらかじめ官側と調整し，必要に応じて官側の支援を受けるものとする。

なお，契約前に現地調査を実施する場合も，あらかじめ官側と調整するものとする。

### 2.3.2　役務実施計画書の作成

契約相手方は，契約後速やかに**役務実施計画書**を作成し，統合幕僚監部首席指揮通信システム官（以下“調達要求元”という。）の確認を得るものとする。**役務実施計画書**には，方針，スケジュール，作業内容，実施体制及び要員計画を含むものとする。

なお，**役務実施計画書**を変更する場合は，本役務全体に及ぼす影響を調査し，調達要求元の確認を得るものとする。

### 2.3.3　対象機器の照合

契約相手方は，対象機器の搬出に先立ち，次の照合を実施するものとする。

a)　**別冊表１**に示す対象機器のラックについては，ラック単位で現物との照合を実施する。

b)　**別冊表２**に示す対象機器のラックを除く集積物については，調達要求元が指定する集積区画単位で照合するものとし，機器ごとの現物照合は要しない。

c)　照合の結果に疑義が生じた場合は，速やかに調達要求元に確認するものとする。

### 2.3.4　対象機器の情報消去等

対象機器に記録された情報の消去並びに情報記憶媒体の取り外し又は破壊は官側が実施するものとし，これらの作業は本役務の対象外とする。

### 2.3.5　対象機器の搬出

契約相手方は，照合が完了した対象機器について，搬出に必要な措置を講じた上で，調達要求元が指定する搬出経路により防衛省の敷地外へ搬出するものとする。

### 2.3.6　対象機器の処分

契約相手方は，防衛省の敷地外へ搬出した対象機器を**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**その他関係法令等に基づき，適切に処分するものとする。処分完了後，産業廃棄物管理票の写し又は処分完了を確認できる書類を調達要求元に提出するものとする。

なお，対象機器は通信機器としての再利用，転売，譲渡，部品取りその他これらに類する用途に供してはならない。

### 2.3.7　役務実施結果報告書の提出

契約相手方は，対象機器の処分完了後，役務実施結果報告書を作成し，調達要求元に提出するものとする。

なお，役務実施結果報告書には，次の事項を記載するものとする。

a)　搬出年月日

b)　搬出した対象機器及び数量

c)　処分先

d)　処分完了日

## 3　品質保証

### 3.1　監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

## 4　その他の指示

### 4.1　本役務の実施体制

契約相手方は，本役務の実施に当たって次の体制を確保し，これを変更する場合には，事前に調達要求元と協議するものとする。

a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下“業務従事者”という。）を確保すること。

b) 前記 a)の業務従事者が本役務を履行するために必要な経験，資格，業績等を有すること

c) 上記 a)の業務従事者が，前記 b)に掲げるもののほか，履行に必要若しくは有用な，又は背景となる経歴，知見，資格，語学（母語及び外国語能力），文化的背景（国籍等），業績等を有すること。

d) 前記 c)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

e) 契約相手方は，**建設業法**の規定する許可等関係法令上の果たすべき義務について確実に実施すること。

### 4.2 提出書類

提出書類は，**表１**のとおりとする。

**表１－提出書類**

| 番号 | 書類の名称 | 提出部数 | 提出先 | 提出期限 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 役務実施計画書 | １部 | 統合幕僚監部<br>首席指揮通信システム官 | 契約締結後速やかに。 |
| 2 | 役務実施結果報告書 | １部 | | 令和９年２月２８日 |
| 3 | 産業廃棄物管理票（Ｂ２票及びD票）の写し | １部 | | 令和９年２月２８日 |

**注記１** 提出書類は，全て日本語で作成すること。ただし，英字で表記することが一般的な文言については，英字で表記することができるものとする。

**注記２** 用字・用語・記述符号の表記については，**「公用文作成の考え方の周知について」**に準拠すること。

**注記３** ＰＤＦ形式の電子ファイルでの作成を基準とする。
なお，契約相手方側で他の形式を用いて提出する必要があるファイルがある場合は，調達要求元と調整すること。

**注記４** 提出書類の作成に当たって，特別なツールを使用する必要がある場合は，事前に調達要求元の承認を得ること。

### 4.3 情報保証

**防衛省の情報保証に関する訓令**，**防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）**を適用する。契約履行期間中において訓令等が変更された場合には，官側と協議の上，可能な限り適用するものとする。

### 4.4 施設への立入

a) 施設の立入については，調達要求元の指示に従うものとする。

b) 保全区画等，立入制限区画への立入については，**中央指揮所への立入手続に関する達**に基づ

き，速やかに必要な手続きを実施し，許可を得た後に立ち入るものとする。

**4.5　養生**

契約相手方は，本役務の履行に当たり，施設等を破損することのないよう必要な養生を実施するものとする。

なお，万一破損した場合は，監督官に報告した上で，契約相手方の責任において原状回復するものとする。

**4.6 発生材の処置**

本役務の履行により生じた梱包材，養生材その他発生材は，契約相手方の責任において，関係法令等に基づき適切に処分するものとする。

**4.7 後片付け**

契約相手方は，本役務実施後，本役務に関する部分の後片付け及び清掃を行うものとする。

**4.8 官側における支援**

契約相手方は，本役務の履行に当たり，次の必要な事項について官側の支援を受けることができる。

a) 駐屯地・基地等における電力，用水，スペース等の利用
b) 駐屯地・基地等における施設の利用
c) 駐屯地・基地等における構内回線の利用
d) 官側が許可するデータ及び資料等の閲覧に関する事項
e) その他官側が必要と認めた事項

**4.9 官公署その他への届け出手続き等**

a) 契約相手方は，本役務の履行に当たり，関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への届出等が必要な場合は，遅滞なく行うこと。
b) 契約相手方は，届出手続等を行うに当たり，届出内容について，あらかじめ官側に報告すること。
c) 契約相手方は，関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材，労務等を提供すること。

**4.10 履行中の安全確保**

契約相手方は，**労働安全衛生法**その他関係法令等に基づき，常に作業の安全に留意し，本役務の履行に伴う災害及び事故の防止に努めなければならない。

**4.11 本役務に関する疑義**

本仕様書に疑義が生じた場合には，速やかにその旨を契約担当官等と協議するものとする。

# 統合幕僚監部仕様書　ＪＳＯ－２６－６０４７

# 通信機器の搬出・処分　別冊

表１－対象機器（ラック）
表２－対象機器（ラックを除く集積物）

表1　対象機器（ラック）

| 装置名 | | | | ラックの寸法 (mm)※ | | | ラックの数量 （台） | 集積場所 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 幅 | 奥行 | 高さ | | |
| 専用交換装置 | ゲートウェイ装置 | ゲートウェイ装置Ⅰ型 | 専用交換網連接用装置 | 690 | 725 | 1390 | 1 | A棟地下2階（シャフト室） |
| | | | 専用交換網連接用符号変換部 | 600 | 900 | 2080 | 1 | |
| | | ゲートウェイ装置Ⅲ型 | 海自緊急連絡電話網（HOT網）連接用装置 | 690 | 725 | 1390 | 1 | |
| | | | 海自緊急連絡電話網（HOT網）連接用符号変換部 | 600 | 900 | 2080 | 1 | |
| | | ゲートウェイ装置Ⅴ型 | 情報本部・統合電話網連接用装置 | 690 | 725 | 1390 | 1 | |
| | | ゲートウェイ装置Ⅵ型 | 公衆回線網連接用装置 | 690 | 1050 | 1994 | 1 | |
| | | | 公衆回線網連接用符号変換部 | 600 | 900 | 2080 | 1 | |
| | | ゲートウェイ装置Ⅶ型 | 空自秘匿電話機連接用装置 | 690 | 725 | 1390 | 1 | |
| | | | 空自秘匿電話機連接用符号変換部 | 600 | 900 | 2080 | 1 | |
| | | ゲートウェイ装置Ⅷ型 | 携帯秘匿電話連接用符号変換部 | 600 | 1100 | 2200 | 1 | |
| 秘匿会議装置 | | 制御部 | | 690 | 1050 | 1154 | 4 | |
| | | 符号変換部 | | 600 | 900 | 1400 | 4 | |
| 通信機器用ラック | | | | 700 | 900 | 1750 | 1 | |

※寸法値は，突起物を除く。

表2　対象機器（ラックを除く集積物）

| 装置名 | | | | ラックを除く集積物の寸法、数量 | 集積場所 |
|---|---|---|---|---|---|
| 専用交換装置 | ゲートウェイ装置 | ゲートウェイ装置Ⅰ型 | 専用交換網連接用装置 | 集積区画単位とする。 | A棟地下2階<br>（空調機械室3） |
| | | | 専用交換網連接用符号変換部 | | |
| | | ゲートウェイ装置Ⅲ型 | 海自緊急連絡電話網（HOT網）連接用装置 | | |
| | | | 海自緊急連絡電話網（HOT網）連接用符号変換部 | | |
| | | ゲートウェイ装置Ⅴ型 | 情報本部・統合電話網連接用装置 | | |
| | | ゲートウェイ装置Ⅵ型 | 公衆回線網連接用装置 | | |
| | | | 公衆回線網連接用符号変換部 | | |
| | | ゲートウェイ装置Ⅶ型 | 空自秘匿電話機連接用装置 | | |
| | | | 空自秘匿電話機連接用符号変換部 | | |
| | | ゲートウェイ装置Ⅷ型 | 携帯秘匿電話連接用符号変換部 | | |
| 秘匿会議装置 | | 制御部 | | | |
| | | 符号変換部 | | | |
| 通信機器用ラック | | | | | |